

韓国釜山市の斜面密集市街地の住居環境改善事業地区における 共空間の特性とその役割に関する研究

大阪大学大学院工学研究科 曹 弼奎
大阪大学大学院工学研究科 澤木 昌典
大阪大学大学院工学研究科 鳴海 邦碩

1. 研究の背景と目的

近年、韓国の斜面密集市街地では多くの場所で居住環境の向上のために、住居環境改善事業のうち、安い金利で建設資金を貸し、居住者が個々に独自で建て替える現地改良方式が多く行われてきた。

一方、現地改良方式は、自然発生的及びスプロール的に形成された場所で多く行われているが、そこでは居住者自らが生活環境をつくり、「公」的空間から「私」的空間に至るまでの多くの屋外空間に生活活動や地域コミュニティなどが溢れ出ている。その屋外空間は、住民にとって面積や規模に関わらず通行や生活の場であり、同時に両側に位置する居住者を結び付ける「媒体」と考えられる。しかし、そのような共空間は、事業での公共基盤施設整備の優先によって、その重要性が深く認識されず、地域に蓄積された屋外空間は、注目されることが少なかった。特に、事業では都市計画道路及び公共基盤施設の新設や交通機能を優先させた階段や路地幅の拡幅によって多くの屋外空間がなくなり、屋外空間の形態に大きな変化をもたらし、屋外空間への配慮は乏しいまま住居環境改善事業が行われてきた。しかし、斜面密集市街地の屋外空間では、独特な生活スタイルや個性があり、それを維持・発展させてしていくことが重要であると考えられる。このような斜面密集市街地の屋外空間は、地区の居住者が所有に関わらず複数の地域住民と集まって話などをするために、自由に利用しているが、このような地域住民が滞留して生活活動や地域コミュニティ活動などが行われる空間を「共空間」と定義する。

そこで、本研究では、斜面密集市街地の住居環境改善事業地区における共空間に着目し、その空間の形成と変容の要因と利用実態の分析を通じて、今後の斜面密集市街地の住居環境改善事業地区における共空間の整備手法に向けた知見を得ることを目的とする。

2. 調査対象地区の概要と調査方法

2.1 調査対象地区の概要

本研究の調査対象地区としては、韓国釜山広域市（以下、釜山市）^{注1}の東区に位置している水晶（Sujeong）3洞地区を選択する（図-1）。東区には現地改良方式が16地区指定され、そのうち事業進行中や事業計画中が殆どを占めているが、住居環境改善事業を通じて都市計画道路及び公共基盤施設の新設や整備を伴い、事業前後の地区の共空間の変化を調べることができる地区は、この水晶3洞地区のみである。



図-1 調査対象地区の位置図

2.2 調査方法

調査対象地区とした釜山市東区の水晶3洞地区について、2005年12月11日から12月31日まで、①ヒアリング調査、②空間調査を行った。①ヒアリング調査については、水晶3洞地区の134全世帯を対象とし、1世帯1票の方式で地区の各住戸を個別訪問し、訪問した際に対応に出た大人1人（20歳以上）に対して、地区の中で多く利用している共空間とその利用実態を尋ねた。調査時間は午前9時から午後6時までで、平日に不在であった世帯は、週末の午前9時から午後6時までに行い、調査時間は1世帯当たり1時間と限定した。調査結果、地区の居住世帯134全世帯のうち、14世帯は不在、8世帯は回答拒否で、最終的に112世帯が調査を受け入れ、112人の回答を得た。

表-1 共空間の位置付けと分類

| 事業主体 | 所有 | 空間分類 | 該当用途 | 地区居住者の利用 |
|------|-----|--------|---------|------------------|
| 住民 | 私有地 | 私的空間 | 住居 | 不可 |
| | | ④半私的空間 | 住居内空地など | 可能(仲間限定がある空間も含む) |
| 行政 | 公有地 | ③半公的空間 | 階段、路地 | 可能 |
| | | ⑤公的空間 | 車道、亭子など | 可能 |

表-2 共空間のタイプ

| 場所タイプ | 路上 | | 隣接地 | |
|-------|------|------------------------------|------------------|------------------------------|
| | 形成経緯 | 自然発生 継承 (6ヶ所) 新規 (4ヶ所) | 意図的発生 物 (1ヶ所) | 自然発生 継承 (3ヶ所) 新規 (2ヶ所) |
| 合計 | 11ヶ所 | | 9ヶ所 | |

回答率は 84%である。②空間調査については、①のヒアリング調査を通じて抽出した 20ヶ所の共空間について、ヒアリングで積極的に解答した居住者 9人、役場の担当者 1人を対象に個々の空間の利用実態を尋ねて、空間要素を把握するため、フィールド調査も行った。

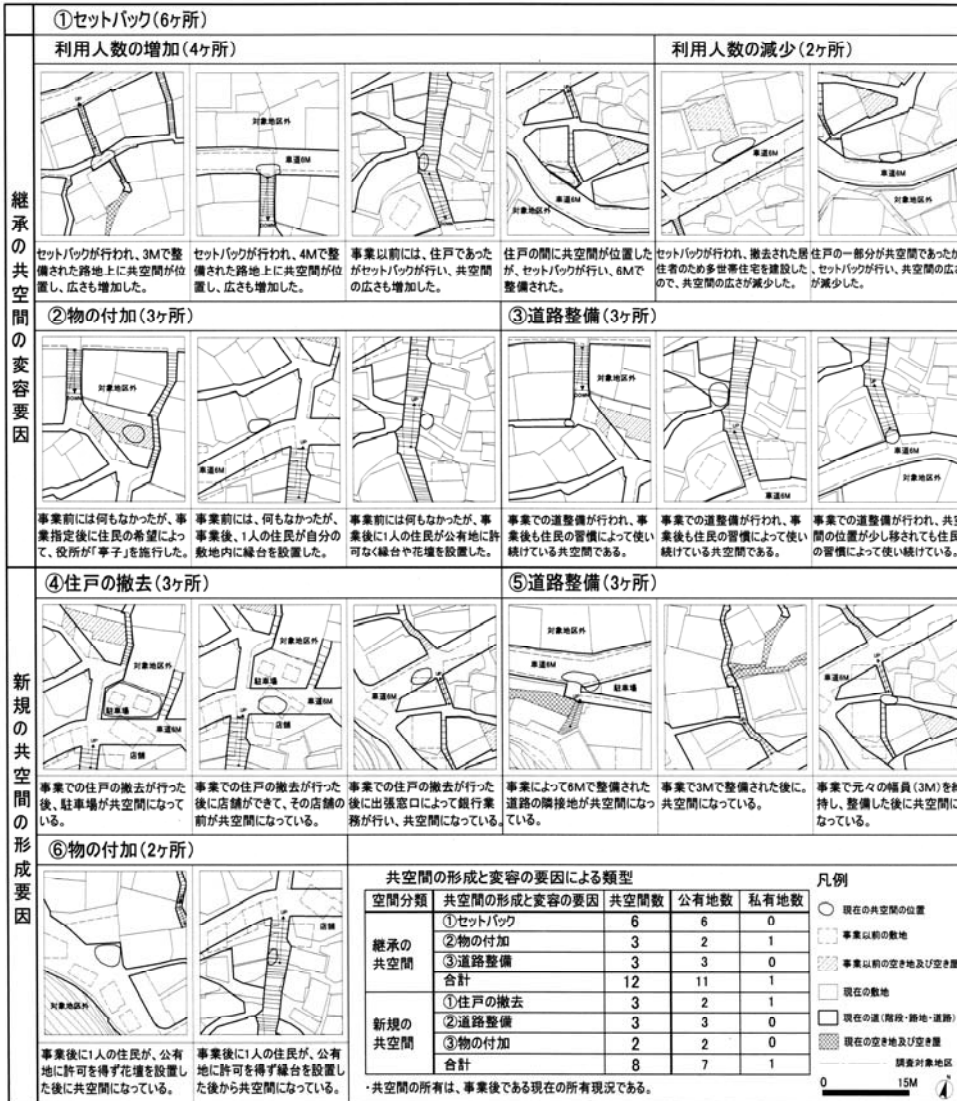


図-2 共空間の形成と変容の要因図

空間、b. 隣接地にある共空間と分類する。形成区分は、A. 自然発生的な共空間、B. 意図的な共空間（自然に生じたのではなく、住民が自らの使用目的や意図によって生じている共空間）に大別し、自然発生的な共空間を「A」事業以前から継承されている共空間、「B」整備後に生じている共空間とし、意図的な共空間を「A」物を置くことによって生じている共空間、「B」住民要望施設の共空間に細分する（表-2）。

共空間が位置している場所は、路上が 11ヶ所、隣接地が 9ヶ所で路上のほうが隣接地に比べて高い割合を占めている。路上に位置している共空間は、自然発生的な空間が多く占めてあり、事業以前から継承されて共空間が 6ヶ所、事業後に生じている新規の共空間が 4ヶ所、物を置くことによって生じている共空間は 1ヶ所を占めている。また、隣接地にある共空間は、自然発生的な共空間が 5ヶ所でそのうち、事業以前から継承されて共空間が 3ヶ所、事業後に生じている新規の共空間が 2ヶ所を占めている。さらに、意図的な共空間が 4ヶ所でそのうち、物を設置することによって生じている共空間が 3ヶ所、住民要望施設の共空間

3. 共空間の定義と抽出

3.1. 共空間の定義

地区居住者の利用の可否によって、1) 私的空間、2) 共空間に分類する。共空間をさらに、半私的空間・半公的空間・公的空間に分類する（表-1）。特に、一般の市街地では公的空間である道路と半私的空間である住居内空地は、本研究の調査対象地区では、住戸の狭さと地形的な要因により多く利用されている。このような共空間は、複数の地域住民がその空間で溜まって自由に利用でき、近隣との交流が行われる空間と定義する。

3.2. 共空間のタイプ

共空間が位置している場所の違い(場所区分)と形成の違い(形成区分)によって分類する。場所区分は、a. 路上にある共

1ヶ所を占めている。路上と隣接地に位置している共空間は、自然発生的に形成された共空間が殆どであり、地区で生じている共空間 20ヶ所のすべては、事業により整備された道路の路上または、その隣接地に位置していることがわかった。

4. 共空間の形成と変容の要因

共空間の形成時期によって、事業以前から継承されている共空間（以下、継承の共空間）と事業後に生じている共空間（以下、新規の共空間）に分類する。それに基づき、継承の共空間は、すべてが事業以前には自然発生的であったため、事業を通じての変容や共空間への影響の要因によって分類し、新規の共空間は、すべての共空間が事業の影響を受けたため、事業を通じてその形成要因によって分類する。

共空間の形成時期は、継承の共空間が 12ヶ所、新規の共空間が 8ヶ所を占め、継承の共空間が新規の共空間に比べて高い割合を占めている。図-2 に共空間の形成と変容の各類型と共空間の形成と変容の要因図を示す。

継承の共空間の変容や共空間への影響の要因としては、①セットバック、②物の付加、③道路整備があげられる。①セットバックでは、事業での道路整備に伴い、住戸のセットバックにより共空間の広さが増加した共空間 4ヶ所と減少した共空間 2ヶ所がある。6ヶ所のすべての共空間が公有地である。②物の付加では、事業以前には何もなかった共空間に、事業後に住民が私有地や公有地（行政の許可を得ず）に縁台・花壇などの物を置いた共空間 2ヶ所と、行政が事業を行う際に住民の要望によって設置した亭子（ジョンザ）^{注2)} のような共空間 1ヶ所がある。3ヶ所のうち、公有地 2ヶ所、私有地 1ヶ所である。③道路整備は、事業により幅員の広がりがあっても、事業以前から住民が使い続けている共空間 3ヶ所がある。3ヶ所の共空間はすべてが公有地であり、そのうち、1ヶ所は事業での道整備に伴い、建て替えや新築によって共空間がなくなっても、事業以前に利用されていた場所から少し離れた空間が住民の習慣が残ることによって、事業後に共空間として利用されている。

新規の共空間の形成要因としては、④住戸の撤去、⑤道路整備、⑥物の付加があげられる。④住戸の撤去は、事業での道整備に伴い、住戸の撤去によって新たに生じている共空間が 3ヶ所ある。そのうち、公有地が 2ヶ所で私有地 1ヶ所である。⑤道路整備は、事業によって残った残地が新たな共空間になっている場所が 1ヶ所あり、事業以前には狭い通り道として利用したが、事業での道路整備後に新たな共空間になっているところが 2ヶ所ある。3ヶ所とも所有は公有地である。⑥物の付加は、事業後に住民が公有地に行政の許可を得ずに花壇や縁台を置くことによって新たな共空間 2ヶ所が生じている。

継承の共空間は、住戸のセットバックによる変容が最も多く占めているが、それに比べて新規の共空間は、様々な要因により形成されている。さらに、20ヶ所の共空間のうち、私有地より公有地が多く利用されている。これは、原則的には違反であるが、斜面地という地形的な特性により居住に相応しい土地が十分でないために行政は、その使用を見逃しているためである。

5. 共空間の利用実態の特性

共空間の利用実態の特性を把握するために、共空間別の利用半径の違により 0m から 100m までの利用分布を読み込むと、その特性から 4つのタイプに分類する。a. 0m から 15m までの最も狭い範囲に世帯の利用が分布している「タイプ-1」、b. 0m から 30m までの範囲に世帯の利用が分布している「タイプ-2」、c. 0m から 60m までの範囲に世帯の利用が分布している「タイプ-3」、d. 0m から 100m までの地区の殆ど世帯の利用が分布している「タイプ-4」の共空間に分類し、表-3 にそのタイプごとの結果と特性を示す。

「タイプ-1」は、4つのタイプのうち、最も狭い利用半径で、階段上に家事や近隣との集まり場を作るため、住民自ら縁台を置き、置いた人と近隣関係が親密な地区の居住者しか利用できない 1ヶ所の共空間である。また、1-3年未満の居住年数が短い世帯は殆どなく、20年以上居住している利用者が多い。「タイプ-2」は、「タイプ-1」に比べ、やや広い範囲の世帯が利用されている共空間で 4ヶ所ある。このタイプは、他のタイプには見られない同年齢層・居住年数・子供関係などが同じ世帯に主に利用されており、4ヶ所のうち 3ヶ所は、対話が主に行われる共空間である。「タイプ-3」は、11ヶ所を占めて、利用制限はなく、幅広い

表-3 利用世帯の分布の広がりにより分類

| 分類 | タイプ-1 | タイプ-2 | タイプ-3 | タイプ-4 |
|--------|-----------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|
| 模式図 | | | | |
| 利用半径 | 0m-15m | 0m-30m | 0m-60m | 0m-100m |
| タイプの特性 | 最も狭い利用半径であり、近隣関係が親密な地区の居住者のみ利用する。 | 同年齢・子供関係・居住時期などが同じである世帯を中心に利用している。 | 利用制限などはなく、地区の居住者は誰でも自由に利用している。 | 銀行業務や買い物をするため、多くの居住者が利用している。(利用制限なし) |
| 共空間数 | 1 | 4 | 14 | 4 |
| 凡例 | □ 対象地区 ● 共空間の位置 ⊙ 共空間の利用世帯 | | | |

世帯や居住者が利用されている。また、このタイプは、対話・家事・宴会・物置場・駐車場の様々な用途で利用されているが、家事が行われる5ヶ所のすべては、タイプ-1のように縁台を置き、置いた人と近隣関係が親密な地区の居住者しか利用できない共空間である。

「タイプ-4」は、利用半径が最も広く、4ヶ所を占めている。また、居住年数などに関わらず、幅広く利用されている。宴会・銀行業務・買い物などが行われている。

世帯別の利用分布の4つのタイプのうち、「タイプ-3」の0mから60mまでの利用半径内に共空間が最も多いことは、この半径内にある共空間が利用際のアプローチの利便性が良い道路やその隣接地にあるためであると考えられる。また、利用半径内に居住年数・子供関係で利用メンバーが決められていることは、事業の実施によって撤去された地区の居住者の受け入れのために建設した多世帯住宅などによる、住まい方の変化・居住者の入れ替わりなどが要因であると考えられる。

6. まとめと考察

本研究では、斜面密集市街地の住居環境改善事業地区における共空間に着目し、その共空間の形成と変容の要因と利用実態の特性を調べ、以下の内容を明らかにした。

- 1) 本研究の調査対象地区で生じている共空間20ヶ所のすべては、事業により整備された道路の路上または、その隣接地に位置する共空間である。また、その形成時期は、事業後に生じている「新規の共空間」より、事業以前から継承されている「継承の共空間」が多く占めている。
- 2) 継承の共空間は、住戸のセットバックによる変容が最も多く、新規の共空間は、住戸の撤去・道路整備・物の付加などの要因により形成されている。
- 3) 20ヶ所の共空間のうち、私有地より公有地が多く利用されている。
- 4) 共空間の利用半径は4つのタイプがあり、家事の場合は、いずれも縁台を置いた人と近隣関係が親密な地区の居住者しか利用することができない。また、同年齢層・居住年数・子供関係などが同じ世帯が主に利用しているタイプ(0m~30m)などの様々な利用半径の特性を持っている。

以上のように、この事業では、都市計画道路及び公共基盤施設の新設や整備の優先によって、共空間の形成と変容に大きな影響を与えるなど、共空間への配慮は少ないまま事業が行われてきた。しかし、その共空間は、日常的な対話・家事だけでなく、住民同士の宴会や銀行業務などの非日常的な用途でも利用されているので斜面密集市街地では共空間が欠かせない役割をしているといえる。

今後、斜面密集市街地における住居環境改善事業を行う場合に、共空間を整備する一つの方向性として、共空間が持っている役割と特性及び地区住民との関係性について検討し、これらを一体的に扱っていくことが重要であると考えられる。

補注

- 1) 韓国の行政区画は人口規模によって道、特別市、広域市、市、郡、邑、面、洞、里で構成されている。そのうち、洞は市・区の最小行政区画である。釜山広域市には14区と1郡、218洞、2邑、3面がある。
- 2) 漢字語で「亭」とは、「景色が良いところに遊ぶために建てられた家」という意味を持っており、名称としては、「舎亭」「亭閣」と言う場合もある。本来は、景観を眺望する機能と、休憩・遊び・パーティなどの機能をあわせ持つ空間であるが、本研究の調査対象地区の亭子は、住居環境改善事業を行う際に住民希望によって、区役所が許可して業者に依頼して住民のために作った施設である。

参考文献

- (1) CHO, P., SAWAKI, M., NARUMI, K., and OKA, E., "A Study on Common Spaces in Urban Redevelopment of the Hillside High-Density Areas in Busan, Korea," *Proceedings of International Symposium on Urban Planning*, pp219-231, 2005
- (2) 二木 久乃, 久保 勝裕, 佐藤 滋: 遊動空間の創出に向けた市街地再開事業による「共空間」整備に関する研究、日本都市計画学会学術研究論文集、No. 53, 2000
- (3) 斎藤 広子: 戸建て住宅地におけるコモンスペースの空間形態と所有・管理方法—戸建て住宅地におけるコモンスペースの成立のために、都市住宅学会、2001. 10